

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

政策 目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な課題

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うため、良好な教育環境の確保や医療的ケア支援の更なる充実、居住地校交流の促進とともに、適切な教員配置、教育環境の整備を進める必要があります。
- ② 支援教育コーディネーターなど、教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめの早期発見、初期対応を図るとともに、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーによる相談活動、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関との連携などを通じて、学校全体で支援する校内体制を確立することが求められています。
- ③ 「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係のトラブルの未然防止等を引き続き行う必要があります。
- ④ 不登校児童生徒について、家庭やフリースクール等との連携を一層進めるとともに、GIGAスクール構想の取組等を踏まえ、ICTを活用した学習支援の拡充を行うなど、多様で適切な教育機会を確保していくことが求められます。
- ⑤ 学習意欲のある全ての子どもが、経済的な理由のために学習機会が失われることのないよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

主な取組成果

- ① **医療的ケアについては、対象児童生徒33名に対し個々の状況に応じた看護師配置を行い、うち3名を対象に自立支援**を行いました。また、特別支援学校小学部分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、基本設計について着手するとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。さらに、交流及び共同学習について、小・中学校では、特別支援学級を設置している全ての学校で、通常の学級と特別支援学級の取組を実施し、特別支援学校では、在籍児童生徒の居住する学区の小・中学校において居住地校交流を実施しました。
- ② 学校・家庭等への支援として、**スクールソーシャルワーカーを増員**し、一人ひとりの状況を把握し、素早い対応につなげるとともに、**小学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣を開始**し、相談活動だけでなく、教職員の児童理解についての指導助言を行うことができました。
- ③ **「かわさき共生＊共育プログラム」**担当者研修を集合形式で行うことで、現代的課題の共通認識を図り、エクササイズや効果測定の実施に向けた学校支援を行いました。また、1人1台端末整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズのほか、変化の激しい社会における**児童生徒の心のケアに向け、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを新たに開発し、全ての学校で実施**しました。
- ④ 不登校児童生徒の社会的自立に向けた居場所である「ゆうゆう広場」の運営について、個別や小集団による様々な活動を通して、自己肯定感を高める等、社会的自立に向けた支援を行いました。また、GIGA端末を活用した支援については、「ゆうゆう広場」に通う児童生徒に向けて導入したオンライン学習システムのアカウントを、令和4年度から不登校児童生徒本人及び保護者の希望に基づいて配布し、体制の整備を行いました。さらに、不登校支援の充実に向け、**不登校特例校の先行事例への視察やヒアリングを実施**しました。
- ⑤ 就学援助制度について、経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、就学援助システムを活用して、所得確認作業、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1学年については、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を行いました。

教育改革推進会議における意見内容

- ① **居住地校交流については、副次的な交流籍を居住地の学校に置くことにより、居住地の受入れ校の意識も変わり、障害理解学習なども取り入れられたことによって、以前よりも活発な交流が行えるようになってきたと感じる。**
- ② 令和4年度から配置された**学校巡回カウンセラーの存在が児童の心の支えとなっている学校もある。配置回数が増えると、更に充実したものになると考える。**
- ③ 1人1台端末により児童生徒がSOSを出しやすくなり、またそれについて教職員間での共有が促進されている事例などがあれば、それを広めていくことも大切と考える。
- ⑤ 就学援助システムにより職員の事務効率化や負担軽減はもちろんのこと、それが家庭にとっての申請の容易さにつながっているか、その結果、就学援助を必要とする児童生徒が確実に申請できているか、という観点からも評価が行われるとよい。

今後の取組の方向性

- ① **医療的ケアを必要とする児童生徒の自立を見据えた支援の更なる充実**を図ります。また、特別支援学校の教育環境の改善に向けて着実に取組を進めるとともに、関係機関と連携し県立特別支援学校設置に向けた取組を引き続き進めます。さらに、副次的な学籍を設けるなど、交流及び共同学習の更なる充実に向けた取組を進めます。
- ② **多様化・複雑化する相談内容に対応していくため、スクールソーシャルワーカーや教育相談室を含む学校外の関係機関との連携を強化**して支援に当たるなど、児童生徒が安心して自分らしさを発揮できるように、支援の充実に努めていきます。
- ③ 学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。また、エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。また、GIGAスクール構想による1人1台端末に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを実践し、引き続き効果検証をしていきます。
- ④ 「ゆうゆう広場」の運営については、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、メンタルフレンドやICTも活用しながら支援の充実を図ります。また、**不登校支援の充実に向けた取組については、令和5年度、「（仮称）不登校対策の充実に向けた取組指針」を策定し、不登校対策を総合的に推進します。**
- ⑤ 就学援助システムについては、国によるシステムの標準化の対象となっており、その対応の中で、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善を進めるとともに、よりわかりやすい評価の視点を定めてまいります。

参考指標

指標名	指標の説明	実績値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標値(R7年度)
支援の必要な児童の課題改善率 (小学校)	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.9%	81.2%	-	-	-	97.0% 以上
		(R2(2020)年度)					
支援の必要な生徒の課題改善率 (中学校) 【第3期から設定】	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある生徒数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	74.5%	62.8%	-	-	-	80.0% 以上
		(R2(2020)年度)					
支援の必要な児童に対する支援の未実施率 (小学校)	支援が実施できなかった(12月時点)児童数÷支援の必要な児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	0%	0%	-	-	-	0%
		(R2(2020)年度)					
個別の指導計画の作成率(小・中・高等学校)	全ての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した児童生徒の割合 ※学校の割合から児童生徒の割合に見直し 【出典：川崎市教育委員会調べ】	70.9%	80.6%	-	-	-	100%
		(R3(2021)年度)					
就労した生徒の1年後の就労定着率 (特別支援学校) 【第3期から設定】	市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の定着率 【出典：川崎市教育委員会調べ】	93.9%	89.7%	-	-	-	100%
		(R1(2019)年度)					
いじめの解消率	いじめが解消した割合(解消した件数÷認知件数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 70.2%	77.3%	-	-	-	85.5% 以上
		(R2(2020)年度)					
		中学校 76.5%	81.8%	-	-	-	92.0% 以上
		(R2(2020)年度)					
1,000人当たりの暴力行為発生件数 (中学校) 【第3期から設定】	暴力行為発生件数÷全生徒数×1,000 【出典：川崎市教育委員会調べ】	5.05件	4.9件	-	-	-	6.7件 以下
		(R2(2020)年度)					
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数÷全児童生徒数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 1.09%	1.28%	-	-	-	— ※
		(R2(2020)年度)					
		中学校 4.61%	5.02%	-	-	-	— ※
		(R2(2020)年度)					

※不登校については、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元（2019）年10月）が発出され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるという考え方が示されたため、不登校児童生徒の出現率については、第3期実施計画から目標値を定めないこととしています。